

EUの東方拡大圏の課題

石井伸一

目次

- はじめに—EU拡大の理念と中・東欧
- I EC(EU)の中・東欧支援
- II 拡大諸国と拡大圏の現況
- III アジエンダ二〇〇〇、労働力移動
- IV 中・東欧の市場経済化への移行
- V キプロス、トルコの問題
- VI EUの機構改革とニース条約
- VII おわりに

はじめに—EU拡大の理念と中・東欧

1

西ヨーロッパは統合によって戦後の復活を目指した。フランス、ドイツの石炭・鉄鋼資源の共同管理を提唱したフランスのシューマンプランを嚆矢とするヨーロッパの統合は、ヨーロッパ市場全体を再編成することによって生産力

の向上を図り、市民の生活水準を豊かにしようというものであった。この統合を支える柱は、民主主義、平和、自由、平等という価値観であり、これに裏付けられた統合によってヨーロッパに歴史上初めての広域の市場圏を作ろうという試みである。

ヨーロッパ統合の第一歩である一九五一年の欧州石炭鉄鋼共同体条約の調印時には、アメリカ、ソ連に対抗できる第三の勢力を構築したいという狙いも込められていた。

統合は深化と拡大の路線に基づいて進められ、深化は一九九三年一月からの市場統合、九九年一月からの通貨統合、つまりユーロの誕生によって経済分野では一つの頂点に達した。政治分野では、ポスト冷戦に発生した民族紛争など地域紛争に直面して、これまでの欧州政治協力の枠組みでは対応しきれなくなり、共通の外交・安全保障政策が打ち出され、政治統合の歩みが始まった。ヨーロッパの統合は新しいシナリオを創っていく、未知の世界への航海なのである。

一方、拡大については、条約でヨーロッパの国は共同体に加盟を申請する資格があり、EECが発足した一九五八年時の原加盟国は、フランス、ドイツ、イタリア、ベネルクス三国の六カ国であったが、六一年八月にイギリス、デンマークが加盟を申請した。イギリスは、フランスの栄光とアングロサクソンの影響を退けて、独自のヨーロッパ建設の構想を抱くドゴール大統領から拒否され、六七年五月に再び加盟申請するが同年十一月に再度拒否されるといふ一幕があった。六九年四月、ドゴール大統領が辞任した後、七三年一月に、イギリス、デンマーク、アイルランドが正式に加盟し、EC（六七年にEEC、ユーラトム、ECSの三共同体執行機関の統合でECとなる）加盟は九カ国となる。その後、八一年のギリシャ、八六年のスペイン、ポルトガル、九五年のオーストリア、スウェーデン、フィンランドの加盟で現在EU（九三年十一月のマーストリヒト条約の発効に伴い、ECからEUとなる）加盟国は一五カ国とな

る。

二一世紀を目前にした二〇〇〇年時の最大の拡大の課題は、旧東欧共産圏の中・東欧諸国の加盟問題である。ECは一九七四年にコメコン（東欧の経済相互援助会議）諸国に対して、貿易協定の締結を呼びかけたが、ルーマニア以外のコメコン諸国は応じなかった。東欧と呼ばれたヨーロッパの旧共産圏諸国は、一九五四年に西ドイツの再軍備と北大西洋条約機構（NATO）への加盟が認められると、これに反発するソ連と東欧諸国が一九五五年ワルシャワ条約を結び、東西対決が続いていた。ただ一方では、民族主義の傾向の強い東欧諸国では、自由化を希求する動きがみられた。一九五三年のハンガリーの反スターリン暴動、五六年のポーランドのボズナンにおける民主化要求の暴動、六年のチェコスロバキアの民主化運動「プラハの春」などがあるが、いずれもソ連軍の戦車で封じられた。

東欧における対立から和解への動きは、貿易以外に、西ドイツのワイリー・ブランド首相による「東方外交」もその一つに挙げられる。一九六九年、ポーランドと和解し、東西両ドイツによる基本条約の成立に漕ぎつけた。それ以上に、東西間の関係改善には、一九八五年にソ連共産党の書記長に就任したミハイル・ゴルバチョフが果たした役割りが大きい。ゴルバチョフ書記長は、「ヨーロッパの家」の新思考外交を進め、一九八八年にコメコンとECの間に協力関係が成立する。

一九八九年一二月、ゴルバチョフ書記長とアメリカのブッシュ大統領はマルタで「冷戦の終結」を宣言したが、八年は東欧の自由化革命の年となった。七月にポーランドの自由選挙で連帯が圧勝、一〇月にハンガリーで共産主義を放棄する新憲法の採択、一月にベルリンの壁の崩壊と続いた。ソ連型社会主義が否定され、複数政党制に基づく政治改革が進み、また市場型経済化が取り入れられるなどヨーロッパへの回帰とも受け止められる事態が起きた。この東欧の自由化革命、冷戦の終結は、EC（EU）が中・東欧へ拡大する大きな弾みとなったといえよう。

I E C C (E U) の 中 ・ 東 欧 支 援

EC は一九八〇年代から中・東欧諸国の自由化を支援してきたが、その契機となったのは八九年七月のパリのアルシユ主要国首脳会議であった。アルシユ・サミットではポーランドとハンガリーを支援することを決めたが、その窓口は EC の担当となった。これを受けて、EC は欧州委員会内に PHARE (Pologne, Hongrie, Assistance à la Reconstruction Economique) ・ポーランド、ハンガリー経済再建支援の部局を設置して対応した。その後、西側先進二四カ国 (現在の OECD 加盟国) による支援国会議・G24 の調整機関として機能し、G24 の支援はチェコ、スロバキア (ポーランド、ハンガリーを含めてヴィシエグラード諸国と呼ばれる)、ブルガリア、東ドイツ、ユーゴスラビア、次いでアルバニア、ルーマニア、スロベニア、バルト三国へと適用が拡大された。

PHARE 計画は、①国有企業の再構築と民営化、②民間部門、特に中小企業に対する援助、③財政・金融制度 (税、銀行、保険) などに及んだが、市場型経済への移行を支援するためフランスのイニシアティブで欧州復興開発銀行 (EBRD-European Bank for Reconstruction and Development) がロンドンに一九九〇年に設立され、中・東欧、旧ソ連圏に資金援助を行った。また、一方で、中・東欧諸国が政治、経済改革で手一杯の中で、支援計画は政治面を含めた包括的な範囲にわたり、EU による連合協定の一つである欧州協定 (Europe Agreement) が一九九一年から一九九六年六月までに、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、スロベニア、それにバルト三国のエストニア、ラトビア、リトアニアとの間に結ばれた。

連合協定の批准には時間を要するので通常は、暫定的な協定が結ばれる。連合協定は多くの場合、一〇年間の期限内に EU と協定締結諸国の間に工業製品に関する自由貿易地域を創出することを目指しているが、例外は、EU 自体

の自由化が緩慢で、また制限されている石炭、鉄鋼、繊維製品といったセンシティブな部門と共同体内で優遇措置が適用されている農産物である。⁽¹⁾

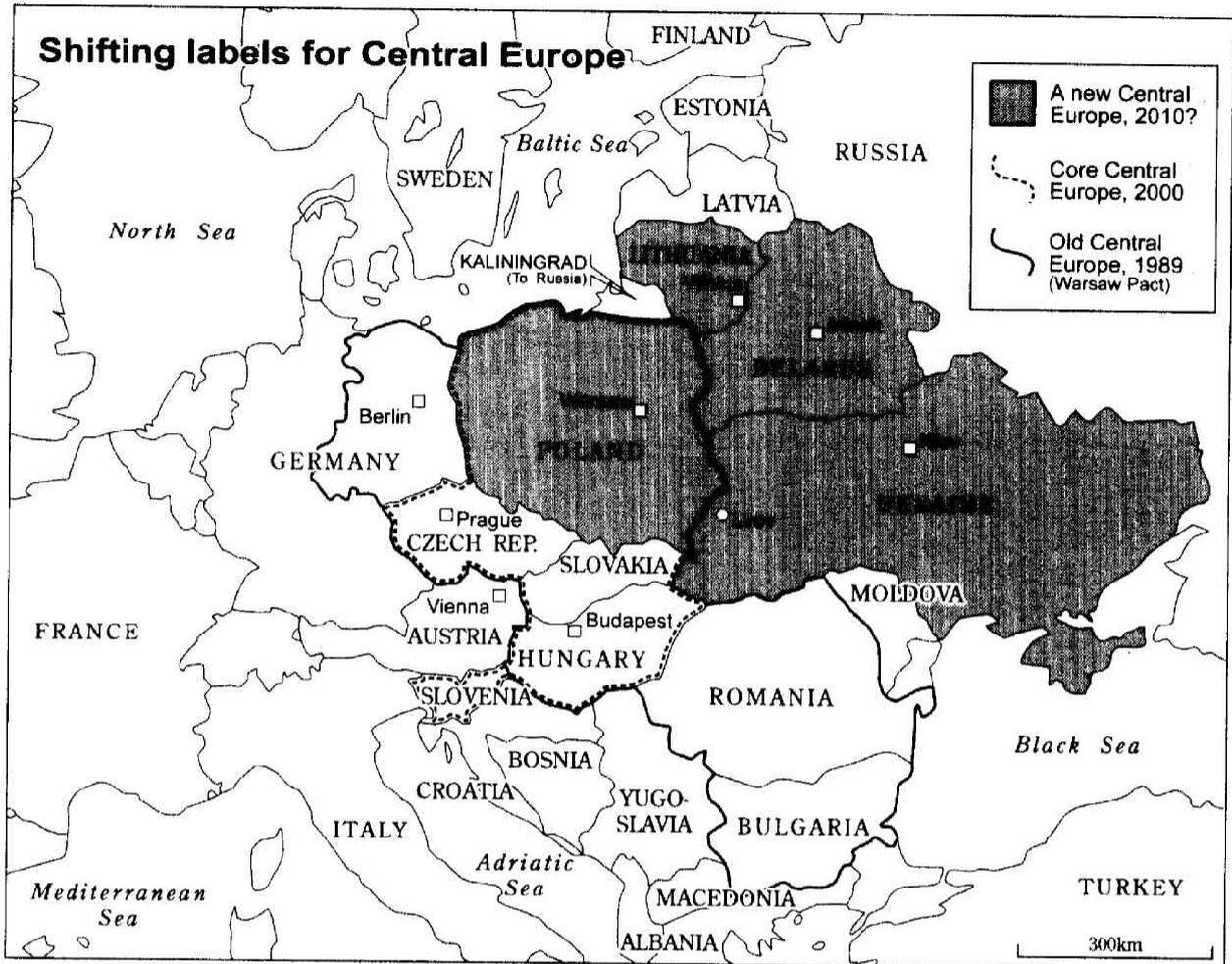
これら例外品目は減ってはきているが、中・東欧諸国の輸出の相当部分を占めている。連合協定を結ぶ初期の交渉の段階で論議となったのは、労働力の自由な移動で、中・東欧諸国からの強い圧力にもかかわらず、EU側は譲歩しなかった。EU域内の失業率が高いことから、移民に対して社会の反発が強く、また、中・東欧諸国から西側への移動の圧力が高まるという状況の下で、EU側は柔軟に対応する余裕はなかったとされる。⁽²⁾

この他、連合協定の内容として、①定期的な二国間対話を通じた政治対話、②経済協力、③財政協力、④文化協力、⑤法律の整備があるが、連合協定を通じてEC、EUは中・東欧諸国にEU加盟を漸進的に可能にする門戸を開放している。

Ⅱ 拡大諸国と拡大圏の現況

現在の加盟一五カ国に加えて新規加盟を申請した国は、トルコが一九八七年四月、キプロスとマルタが一九九〇年七月、九四年三月三十一日にハンガリー、四月五日にポーランドが申請し、二〇〇一年五月現在で、EU加盟申請国は、中・東欧諸国のハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニアと南・東欧諸国（バルカン）のブルガリア、ルーマニアとバルト三国のエストニア、ラトビア、リトアニア、地中海に浮かぶ島国キプロス、マルタ、それにトルコの13カ国である。冷戦時にはヨーロッパの共産圏諸国を東欧と呼んでいたが、冷戦が終結し、東欧で自由化を希求する市民革命が起きた以降は、中欧を名乗る国が増えてきている。近年では、例えば二〇〇〇年時には、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニアを中核中欧、ウクライナ、ベラルーシ、リトアニア、

図II-1

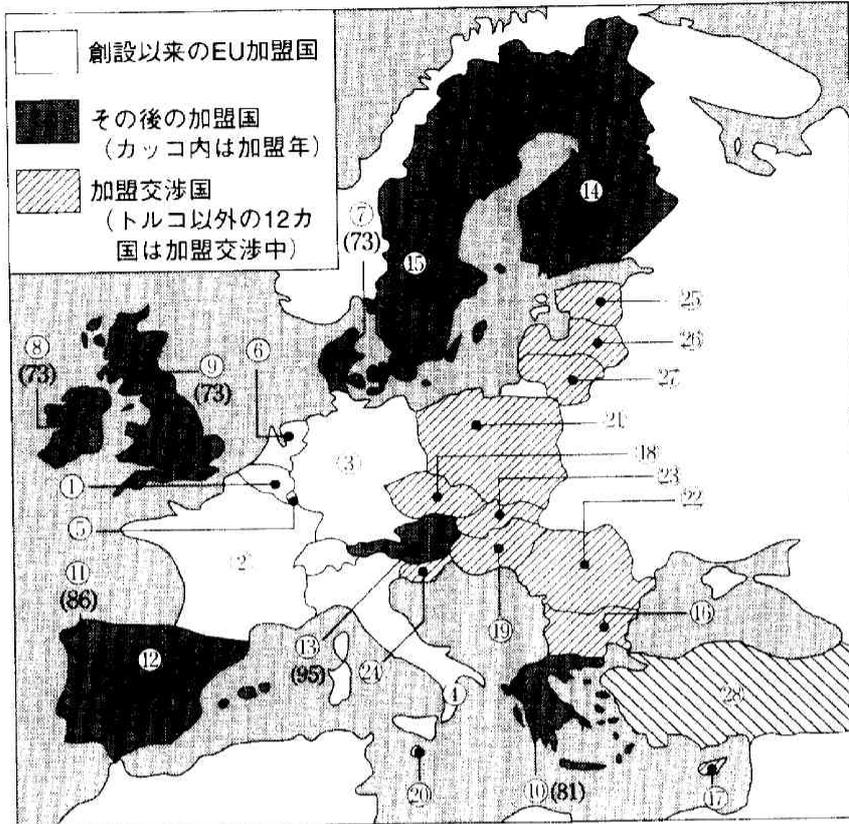


出所：THE ECONOMIST, July 8th 2000

ポーランドが一〇年後には新中欧になるという見方も出ている。また旧中欧は、旧東ドイツと中核中欧とブルガリア、ルーマニアとしていく（図II-1）。

EUは加盟に必要な政治的、経済的基準を一九九三年六月のコペンハーゲンの首脳会議で設定した。このコペンハーゲン基準は、①民主主義（議会制民主主義、複数政党制など）、法の支配、基本的人権、少数民族の尊重と保護を保障する安定した制度、②市場経済が機能し、EU域内の競争圧力、市場の力に対処できること、③政治、経済、通貨同盟の目的を支持し、EU加盟国としての義務を果す能力があることが設定された。法の支配については、加盟するためには必要な行政上の体制を整える必要がある、EU加盟国が積み重ねてきた法体系の総体であるアキ・コミュニテール

図Ⅱ-2 EC, EUの歩みとEU拡大圏



EU拡大の歩み

1958年 EC原加盟6カ国

- ①ベルギー
- ②フランス
- ③(西)ドイツ
- ④イタリア
- ⑤ルクセンブルク
- ⑥オランダ

1973年 EC9カ国

- ⑦デンマーク
- ⑧アイルランド
- ⑨英国

1981年 EC10カ国

- ⑩ギリシャ

1986年 EC12カ国

- ⑪ポルトガル
- ⑫スペイン

1995年 EU15カ国

- ⑬オーストリア
- ⑭フィンランド
- ⑮スウェーデン

加盟交渉国

- ⑯ブルガリア
- ⑰キプロス
- ⑱チェコ共和国
- ⑲ハンガリー
- ⑳マルタ
- ㉑ポーランド
- ㉒ルーマニア
- ㉓スロバキア
- ㉔スロベニア
- ㉕エストニア
- ㉖ラトビア
- ㉗リトアニア

(2002-2005に加盟の見込み)

加盟候補国

- ㉘トルコ

(2001年8月1日現在)

(Acquis communautaires)を受け入れなくてはならない。
 アキ・コミュニテールは基本的には、条約、発効した法律、司法裁判所の判断の総体をいうが、欧州委員会加盟申請国に対して三一の分野にわたって審査・検討を行った。この三一の分野には、人、物、資本、サービスの自由移動、経済通貨同盟、電気通信と情報技術、環境、司法、内務分野の協力、共通外交、安全保障政策、税制などが含まれている。

EUは、九四年の中・東欧諸国の加盟申請に直面して、九六年三月からEUの拡大を念頭に置いたマーストリヒト条約を見直す政府間協議（IGC）を開始し、九七年六月の阿姆斯特ダムの首脳会議の討議を経て、同年一二月のルクセンブルクの首脳会議で、EU拡大の進め方について基本的な合意に達した。①ヨーロッパの旧共産圏のハンガリー、ポーランド、チェコ、スロベニア、エストニアとキプロスの六カ国と九八年春から新規加盟の政府間交渉を開始する、②ブルガリア、ルーマニア、スロバキア、ラトビア、リトアニア五カ国と予備折衝に入ることが決まり、EUと①の六カ国との間に九八年三月三十一日から正式な加盟交渉が始まった。その後、②の五カ国とマルタとの間でも二〇〇〇年二月一五日から加盟交渉が始まった。また、トルコについては一九九九年のヘルシンキの首脳会議で正式なEU加盟候補国として承認された（図Ⅱ―2参照）。

この第一次、第二次の加盟申請国がEUに参加できたとすると、EUの加盟国は現在の一五カ国から二七カ国に拡大し、人口は現在の三億七五〇〇万人から四億八一〇〇万人と現在の人口の二八%増となり、中長期的にみた場合、人口五億人という広大な市場圏が形成されることになる。ただし、GDPでは、九九年段階では四・一%プラスである。

このルクセンブルクの首脳会議は二一世紀に向けたEU拡大交渉の一応の手順を決めたが、EUにとっても機構改革など受け入れ態勢の手直しが求められた。新規加盟の対象国は産業に占める農産物の割合が高く、現在の共通農業政策のままでは財政的破綻を招く恐れがあり、EUの農業保護政策は改革を迫られているといえる。また、加盟国の拡大に伴い意思決定機関である閣僚理事会のメンバーが増え、全会一致制の場合には合意に至るのは困難視される。このため、全会一致の領域を少なくし、特定多数決で決定できる範囲を拡大し、それに付随する加盟国に割り当てられる票の配分を見直す必要がある。また現在二〇名で欧州委員会を構成する委員の数の見直しなども含めて大胆な機

構改革が求められることになった。

三 アジエンダ二〇〇〇、労働力移動

欧州委員会は一九九七年七月、アムステルダム条約の合意を受けて、EUの拡大に備えてEU政策を包括的に見直す報告書、「アジエンダ二〇〇〇」を発表した。この報告書は第一に、拡大に対処して、持続可能な成長と雇用の創出を実現し、市民生活水準の改善を図るためEU政策を強化・改革すること、第二には、EU拡大に向けた交渉を進めるため、加盟申請諸国の準備を支援すること、第三に、拡大に備えた財政改革を図り、EUの予算規模を加盟各国の名目の国内総生産（GDP）の合計額の一・二七%を上限とした規模に抑えながら拡大資金の捻出を図ることとしている。

この報告書は新規加盟申請国の中で加盟の条件となるコペンハーゲン基準をすべて満たした国はないが、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロベニア、エストニア、キプロスは今後の努力次第で中期的に条件を満たす可能性がある。あるとして加盟交渉を勧告した。また、ブルガリア、ルーマニア、スロバキア、ラトビア、リトアニアについては、EU制度との一体化の遅れ、民主主義の達成が不十分などの理由でこの段階での交渉開始の勧告は見送られた。

例えば、この段階で加盟が最も確実視されるハンガリーについては、九四年二月に発効した欧州協定に基づいて加盟の準備は進展しているとし、次の様に結論づけた。

- ①ハンガリーは法の支配と人権、少数民族の尊重・保護を保障する体制を有し、民主主義の特徴を発揮している。
- ②市場経済が機能しているとみなすことができ、中期的にはEU内で競争上の圧力と市場の力に対処できるであろう。

③ EUの既存法を効果的に適用し、実施するための制度を持つためには一層の行政改革が不可欠となる。

ハンガリーは一九九〇年の自由選挙で発足したアンタル・ヨージェフ首相（漸進的改革を政策に掲げる民主フォーラムの議長）が主導する連立内閣が、困難な変革の環境の中で、民主化と計画経済から市場経済への移行とそのため法の制度の整備、それに新外交・防衛政策を改革の中心に据えた。ヨーロッパ合衆国建設を呼びかけたチャーチルの提唱を契機に一九四九年に結成された欧州評議会（Council of Europe）に九〇年代に加盟し、欧州人権条約の当事国となったことから、コペンハーゲン基準の人権の項目をクリアした。また、九一年一月にはEUと欧州協定を結び、EU加盟の階段を着実に登ってきている。イギリスとデンマークを除き、これまで加盟申請国とEUとの間には自由貿易協定や欧州経済地域協定（EEA）、一九九二年五月に調印された自由貿易地域で、EUとEFTAのアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインが加盟）が加盟への準備の枠組みとして存在したが、これまで体制を異にした旧共産圏のハンガリーの場合はこの欧州協定が機能しているといえよう。³⁾

経済面では、国营企業、政府機関の賃上げの抑制、公共投資の凍結など経済安定化政策を打ち出し、国際通貨基金（IMF）は九六年、期間二年間の三億八七〇〇万ドルの融資承認を発表し金融支援を行なった。またハンガリーは、ポーランド、チェコと共に先進クラブのOECDに加盟し、貿易面では九八年上半期の対EU貿易が、輸出が七一%、輸入が七三・六%へと伸び、ドイツ、オーストリアなど海外からの直接投資も増え、市場型経済の自由化が進んでいる。ただ、ハンガリー科学アカデミー経済研究所のエヴァ・オジュバルトは、IMF、EUの援助支援との関連で、ハンガリー経済は、安定化、自由化、民営化（stabilization, liberalization, privatization）計画に基づいて市場経済化を進めているが、市民の間には、経済の効率化の推進を支持する声がある反面、それによる福祉へのしわ寄せで貧困層が増える問題が起き、体制転換に伴う社会の歪みに直面している実態を明らかにした（二〇〇〇年一月一日、神奈川

大学経済学会講演会。

アジェンダ二〇〇〇の報告書の発表後、欧州委員会は、加盟申請国別に、短期（九八年）と中期に分けた実行すべき優先課題をまとめた「加盟のためのパートナーシップ」という文書を発表した。この加盟のためのパートナーシップ（Accession Partnerships）は、九七年一二月のルクセンブルク的首脳会議で、加盟前のEU戦略の主要な手段として承認を得ている。産業構造改革、国内市場、司法・内政、農業、環境など項目別になっている。農業については、EU共同体予算の六〇%前後を占め、最大の予算項目である共通農業政策に大きく関わるため、申請国の農業が財政的な負担にならないことが求められている。加盟のための条件であるコペンハーゲン基準には含まれていないが、EU予算の負担にならないことも加盟のための暗黙の条件ともいわれる。一九九八年三月にロンドンでEU加盟希望国とEU一五カ国の間で、初の「欧州協議会（European Conference）」を開き、ハンガリー、ポーランド、キプロスなど六カ国との加盟交渉の開始を決定したが、その際、「加盟のためのパートナーシップ」の短期目標をベースに行われた。

ところで、加盟申請国については、PHARE計画による支援、欧州協定の締結など様々な形で加盟の準備支援をEC（EU）は行ってきており、また欧州委員会は、「アジェンダ二〇〇〇」報告書、「加盟のためのパートナーシップ」文書の発表以降、申請国ごとに「現況報告」を作成し、準備状況を報告している。

ポーランドはハンガリーが一九九四年三月に加盟申請した翌月の四月に加盟申請し、九八年三月末から加盟交渉が開始した。ポーランドは一九八九年からPHARE計画の支援を受け、農業、投資、人材育成などの再構築を進めている。またハンガリーと同じ時期の九一年一二月にECとの間に欧州協定を締結し、国内法をEUの法体系に近づける法体系の整備に取り組んできている。EU法体系の総体「アキ・コミュニテール」を国内法に取り入れるべく首相

府に欧州統合小委員会事務局を設けて準備を進めている。経済基準については、マクロ的見地からポーランド経済の堅調な推移が確認できる。⁽⁴⁾それによると、外国からの直接投資は一九九四年から九七年にかけて約四倍増え、対外債務、インフレ率、失業率は減少傾向にあった。産業構造は少数の大手の国営企業と多数の中小企業から構成されているが、特に金融と郵便の国営企業の民営化、自由化と、鉄鋼、石炭、造船各部門の競争力の向上が課題である。国営企業の民営化と企業の効率化は、社会主義経済体制下で多数の労働者を抱えてきた国営企業の再構築の大きな課題であると共に国家的改革事業なのである。

これはEUからの見方であるが、一九九二年十二月にEUとの間に欧州協定が調印されたあと、ポーランドの食糧、鉄鋼、繊維、化学製品はEU市場へのアクセスを厳しく制限され、労働者はEUの単一市場での労働は認められておらず、⁽⁵⁾ポーランドのEU加盟交渉はセンシティブな分野をめぐって内部に問題を孕んでいるともいえ、EUの共通農業政策も加盟国側がつけつけた課題の一つでもある。ポーランドの農業については、貿易の障壁の撤廃によって大規模農場は恩恵を受けるであろうが、小規模な多くの農場は、自由化によって消費者が高品質の食品を好むところから打撃を受けることが予想されている。結局、民営化による構造改革が必要でこれによってEU加盟が促進されるであろう。共通農業政策の基金の適用について今のところ言及されていないが、適用されるならポーランド農民を利することになる。この点はポーランド加盟の大きなハードルになることも有り得る。

ところで、労働力の移動の問題については、現EU加盟国の中に懸念がある。ドイツ財務省の中・東欧加盟問題の担当官によると、交渉が妥結し加盟となった場合、①建設業、農業関係で働く中・東欧出身の未熟練労働者と②ポーランド、チェコなど国境周辺から通勤してくる出稼ぎ労働者が急増し、ドイツ人の失業などドイツの労働市場に悪影響を及ぼす可能性があるとして懸念を表明した。⁽⁶⁾それによると、ドイツ国内の多くの調査によると、中・東欧の

加盟が実現した時点から向こう二〇年間に二〇〇万から四〇〇万人の労働者がドイツに流入するものと予測されており、EUの東方拡大に関しては労働力の移動がドイツ社会にとって最大の問題であるという見方を述べた。財務省の担当官は、そのためには何らかのセーフティ・ネットが必要であり、例えば、加盟後七年間は労働力の流入を制限する取り決めに結ぶ方針を明らかにした。EU域内では、一九九三年一月からスタートした市場統合によって、労働力の自由な移動は保証されているが、旧共産圏の経済の発展段階が異なる国が加盟するのは初めてとなる訳で、西ヨーロッパの現加盟国で特に中・東方と隣接するドイツでは大きな課題に浮上している。

こうした懸念はドイツ外務省でも同じで、ヨーロッパ局の拡大担当官も、過去一〇年間に中・東欧諸国からEU加盟国にやって来た労働者の四分の三はドイツとオーストリアが出稼ぎの目的地であったとして、労働力の移動がドイツ労働市場に大きな関わりがあると述べている。ドイツ経済研究所の調査では、一年間に二〇万人から二五万人の労働者が中・東欧諸国からドイツに流入すると予測しており、同じく、七年間の移行期間を設けるなどEUとして労働力の移動を調整する戦略が必要だとドイツの立場を明らかにしている。

IV 中・東欧の市場経済化への移行

ところで、中・東欧、バルト三国、旧ソ連の市場経済への移行を支援しているEBRD (European Bank for Reconstruction and Development—欧州復興開発銀行)の二〇〇〇年版年次報告書によると、ポーランド、スロバキア、ハンガリーなど中・東欧諸国は、一九九九年の実質国内総生産(GDP)が、冷戦が終結した一九八九年の水準をほぼ回復し、経済の復興が進展している。八九年を一〇〇とした場合、ポーランドが一一二、スロベニアは一〇九、スロバキ

表IV-1 中・東欧・バルト三国・ロシアの経済指標 (1999, 2000)

	人口 (100万人) (2000年中 期)	1999年の実 質 GDP- 経済復興度 (1989=100)	実質 GDP の成長率 の見通し (%)		GDP に対す る経常収支 の比率 (%) (2000年推定)	対内直接 投資(100 万ドル) (2000年推定)	失業率 (%) (1999年)
			(2000年推定)	(2001年見通し)			
チェコ	10.3	95	2.0	4.0	-3.5	6,000	9.4
ハンガリー	10.0	99	6.0	6.0	-3.4	1,650	7.0
ポーランド	38.7	122	5.0	4.0	-7.1	10,000	13.0
スロバキア	5.4	100	2.0	4.0	-3.3	1,500	19.2
スロベニア	2.0	109	5.1	4.5	-2.6	50	7.4
クロアチア	4.5	78	3.5	3.0	-4.1	450	13.6
ブルガリア	8.1	67	4.0	4.0	-5.5	500	16.0
ルーマニア	22.3	76	1.5	3.0	-4.9	500	11.5
エストニア	1.4	77	5.0	5.5	-6.9	250	12.3
ラトビア	2.4	60	4.5	4.5	-9.9	300	14.4
リトアニア	3.7	62	2.2	3.5	-6.0	295	14.1
ロシア	145.4	57	6.5	4.0	17.2	2,000	11.7

出所：EBRD Transition Report 2000から作成。EBRD は統計的には中・東欧にクロアチア、ブルガリア、ルーマニアを含めている。

アは一〇〇、ハンガリーが九九となっている。(表IV-1
参照)

また、市場経済への移行が新らたな一〇年に入るにあたり、中・東欧諸国、バルト諸国、それに旧ソ連では改革を進める勢いを取り戻した。二〇〇〇年には、これら諸国に改革の進展が見られ、特に移行の初期の段階にある数カ国では、市場経済へ向け、とりわけ民営化と自由化の分野で著しい進展があった。EU加盟交渉に招かれた中・東欧の何カ国かは改革の努力を倍増した(表IV-2参照)。大規模と小規模の企業の民営化が進み、特に小規模では先進工業水準の4プラスが多くみられるが、これは民営化が着々と進められていることを示している。

一方、この報告書によると、中・東欧、バルト三国、旧ソ連がベルリンの壁に象徴される東欧の自由化革命の一九八九年から市場経済化へ向けた「移行の一〇年」を経て新らたな一〇年に入るにつれて、この地域全体で二年連続しての成長が見込まれている。九八年にロシアの

表Ⅳ-2 中・東欧・バルト三国・ロシアの市場経済化進捗状況

	GDPに占める民間部門の割合	企業民営化		政府・企業	価格の	貿易・外国	競争政策	銀行改革	証券市場、
		大規模	小規模	のリストラ	自由化	為替制度		と金利の自由化	ノンバンク
チェコ	80	4	4+	3+	3	4+	3	3+	3
	80	4	4+	3	3	4+	3	3+	3
ハンガリー	80	4	4+	3+	3+	4+	3	4	4-
	80	4	4+	3+	3+	4+	3	4	3+
ポーランド	70	3+	4+	3	3+	4+	3	3+	4-
	65	3+	4+	3	3+	4+	3	3+	3+
スロバキア	75	4	4+	3	3	4+	3	3	2+
	75	4	4+	3	3	4+	3	3-	2+
スロベニア	55	3	4+	3-	3+	4+	3-	3+	3-
	55	3+	4+	3-	3	4+	2	3+	3
クロアチア	60	3	4+	3-	3	4+	2+	3+	2+
	60	3	4+	3-	3	4	2	3	2+
ブルガリア	70	4-	4-	2+	3	4+	2+	3	2
	60	3	3+	2+	3	4+	2	3-	2
ルーマニア	60	3	4-	2	3	4	2+	3-	2
	60	3-	4-	2	3	4	2	3-	2
エストニア	75	4	4+	3	3	4+	3-	4-	3
	75	4	4+	3	3	4	3-	4-	3
ラトビア	65	3	4+	3-	3	4+	2+	3	2+
	65	3	4	3-	3	4+	3-	3	2+
リトアニア	70	3	4+	3-	3	4	3-	3	3
	70	3	4+	3-	3	4	2+	3	3-
ロシア	70	3+	4	2	3	2+	2+	2-	2-
	70	3+	4	2-	3-	2+	2+	2-	2-

出所：EBRD (European Bank for Reconstruction and Development) Transition Report 2000, 1999 から作成

(注) 4+が何れも最高で、先進工業国、又は国際的水準、例えば、民営化、リストラの場合：

大規模民営化 2-包括的民営化実施の準備整う 3-25%以上の民営化 4-50%以上の民営化 4+-75%以上の民営化、先進工業国の水準

小規模民営化 3-包括的民営化の実施 4-民営化完了、所有権移転が自由 4+-先進工業国の水準、小企業の国有なし

政府・企業のリストラ 2-適度の緊縮金融・補助金の政策、しかし破産制度化の進展進まず 3-予算を引き締め、効果的な企業統治の措置がとられる 4-企業統治の改善 4+-企業統治が先進工業国の水準

また、各項目の上記部分が2000年、下記が1999年。クロアチア、ロシアはEU加盟の対象外であるが、EBRDの統計上の関係から例外的に取り上げた。EUはブルガリア、ルーマニアを含めて中欧と呼んでおり、旧東欧の呼称は確定していない。

経済危機がこれらの地域に影響を与えたが、原油価格の高騰や通貨価値の下落による競争力の回復などで、景気の回復は著しく、旧ソ連に対する悲観的な見通しが打ち消された。そして、二〇〇〇年の実質GDPの成長率は、地域全体で一九九九年の二・五%に対し四・八%で、中・東欧諸国とバルト三国は平均で九九年の二・一%から四・一%に達し、旧ソ連圏の平均も九九年の二・八%から五・九%に達すると見込まれている。特に、中・東欧とバルト三国の成長は、この地域の成長の加速に伴いEUがこの地域に対して投資と輸出を刺激されたことが大きく与かっている。

これら地域への国際資本の流入は、市場経済化にとって重要で、潜在的な成長の実現に大きく貢献できる。国内の財政制度は投資家を支援できる力はまだついておらず、貯蓄も限られている。従って資本の流入は、投資の出資コストの引き下げに大きく貢献し、また増大する投資需要の重要な出資源となっている。とりわけ、近年では、中・東欧諸国に対するヨーロッパ企業の直接投資が拡大している。EBRDの二〇〇〇年版年次報告書によると、ブルガリア、チェコ、ポーランド、スロバキアは一九九九年に過去最大の直接投資の受け入れを記録した。この直接投資増の大半は、①銀行、通信の分野で現金決済による民営化が進んでいること、②比較的有利な投資環境が整っていること、③EU加盟の見通しが出て来ていることによって促されてきている。

二〇〇〇年には、この地域に対する直接投資は更に増えるものと見込まれている。例えば、ポーランドでは直接株式投資は、電気通信事業者の持ち株三五%をフランステレコムへ四三億ドルで売却することによって八〇億ドルを超えるものとみられる。この取引は、市場経済への移行が始まってから、この地域では最大の単一の直接投資で、二〇〇〇年におけるポーランドへの直接投資の半数に相当するとされる。地域圏内でのこれまでの最大の直接投資は、ハンガリーのMOL (MOL Hungarian Oil and Gas Public Limited Company) が二〇〇〇年三月にスロバキアのスロブナフト石油精製会社の株式の三分の一を二億六二〇〇万ドルで買収したことが挙げられる。

日本経済新聞（平成十二年二月二十五日）によると、ポーランドはEU加盟をにらみ、二〇〇一年以降、進出企業に対する法人税の免税措置を廃止する予定で、駆け込み的に、イタリアの自動車大手のフィアット、フランスの水道・通信大手のビベンディなどによる一〇億ドル超の大型投資が相次いだ。

また、海外からの直接投資が最も伸びているチェコでは、オランダの電気大手のフィリップスが六億ユーロを投じてテレビのブラウン管工場を建設、ドイツの自動車大手のフォルクスワーゲンが投資するなど大型投資が相次いでいる。大手投資が一巡したハンガリーでは、労働コストが上昇し始めたことから、研究開発に主眼を移す動きがあり、フィンランドのノキアなどの研究センター開設を検討していると同紙は伝えている。

V キプロス、トルコの問題

一九九七年一二月のルクセンブルク的首脳会議で、EUは、加盟交渉国と予備折衝開始国とを決めたがトルコはその中に含まれなかった。九九年一二月のヘルシンキの首脳会議で加盟候補国として認められた。トルコは、住民の八〇%近くがギリシャ系のキプロスの北部を領有し、ギリシャと対立している。他の加盟申請国と異なる特殊な問題を抱えている。

キプロスとマルタは一九九〇年七月にECへの加盟を申請した。ECは将来の加盟を前提として七〇年一二月にマルタと七二年一二月にキプロスとの間に連合協定を結んだ。この地中海に浮かぶ二つの島は独立前にイギリスの植民地だった。マルタは一人当たりの国民所得はポルトガル並みで、ECへの加盟は特に政治的にも経済的にも問題視されていないが、マルタ側は一九九六年一〇月、総選挙で政権を掌握したサント労働党政権がEU加盟の申請を凍結した。しかし、九八年九月の総選挙で政権与党となった国民党政権がEU加盟交渉を決定した。EUは、九九年一二月

のヘルシンキの首脳会議で新たにマルタを含む六カ国との加盟交渉の開始を決定した。

ギリシャ神話のアフロディーテ（ヴィーナス）誕生の地で知られるキプロスは、人口が七四万人で（九八年）七八%がギリシャ系、一八%がトルコ系とみられている。また、経済的には一人当りの国民所得がGDPで一万一九六〇ドル（九九年）とポルトガルやギリシャより高く経済的にはEU加盟には特に問題はないとみられる。しかし、ギリシャが軍事政権から民政に移管する前年の一九七四年に、トルコ軍が少数派のトルコ系住民を保護する理由でキプロスに侵攻し、一九八三年にキプロス北部の三七%に相当する地域を北キプロス・トルコ共和国と宣言し、キプロスは二分された。北キプロス・トルコ共和国を承認したのはトルコだけで、国際連合の方針に従ってECはキプロス共和国を唯一の合法的に構成されている国家として承認している。

一九九九年一二月のヘルシンキの首脳会議は、キプロスについては、一二月三日にニューヨークでキプロス問題の包括的解決を目指す話し合いが始まったことを歓迎し、話し合いを成功裡に導くために国連のアナン事務総長が行っている努力を強く支持する意向を表明した。しかし、同時に首脳会議としては加盟交渉の完結時に政治解決に達しなくても、加盟を決定する前提条件にはならないとしている。しかし、ヘルシンキの首脳会議で同時にトルコを正式な加盟候補国に決定したことから、キプロス紛争の政治的和解が求められているのである。

トルコの加盟申請は一九八七年四月で、現加盟申請国の中では一番手であるが、八九年に欧州委員会から、経済、社会体制が整っていないと否定的な見解が示された。委員会は出生率が高いこと、GDPがEU最貧国だったギリシャの三分の一で、インフレ率、失業率ともに高く、また人権が抑圧されていることが挙げられた。少数民族のクルドのトルコ社会への受け入れの問題のほか、ギリシャと対立し、キプロス北部を占領し続けているといった問題を抱えている。一九九七年に発表になったEUの中期的拡大に関する「アジェンダ二〇〇〇」では加盟交渉対象国として

リストアップされなかった。また、九七年一二月のルクセンブルク的首脳会議で決まった加盟交渉国、予備折衝の対象国とはならなかった。

トルコはこれに強く反発し、一九九八年三月ロンドンで開かれたEU加盟国と加盟希望国の首脳、欧州委員長が参加して拡大の問題を協議する欧州協議会をボイコットした。現在は九九年一二月のヘルシンキの首脳会議は、欧州委員会がトルコの加盟準備の進捗状況について前向きな発展を報告したことを歓迎し、他の加盟申請国と同じ条件で加盟候補国と決定したが、とくに政治基準の内の人権問題が言及された。

トルコの戦略的重要性は冷戦終結後も変わってはいないが、アメリカに比べて西ヨーロッパ諸国の認識の度合いが鈍いとみられている。⁽⁷⁾ EUの中では、経済基準と並んで、民主主義、人権の尊重、少数民族の保護といった政治・社会基準も重視されている。従って国内の少数民族クルド族の人権の扱いは重視される。過去には民主主義と人権が理由で共同体（EEC、EC）は、一九六二年に加盟を申請したフランコ独裁政権のスペイン、サラザール独裁政権のポルトガルと連合協定を結ぶのを拒否、またギリシャで軍市政権が支配した一九六七年から七四年までギリシャと結んだ連合協定を凍結している。⁽⁸⁾

しかし、共同体はその一方でトルコとの関係改善を図ってきている。EECは一九六三年にトルコと連合協定を結び、またEUは、一九九六年一月に発効した関税同盟を結んでいる。この関税同盟は、キプロス紛争で対立するギリシャの反対やクルド人基地への攻撃に対する批判などから欧州議会から厳しい批判を招いた経緯がある。ギリシャとの関係改善も加盟に際して大きな課題といえる。

アメリカのクリントン大統領は一九九九年一月、ベルリンの壁崩壊一〇周年の記念演説で、ヨーロッパ政策の未解決の課題の一つに、「ギリシャとトルコの関係の正常化」を挙げた。⁽⁹⁾ 二月二〇日、イスタンブールで欧州安全保

障協力機構(O S C E)首脳会議が、「民主主義、人権尊重」などO S C Eの基盤の理念を盛り込んだ欧州安全保障憲章に調印した。翌月の一二月、ヘルシンキのE U首脳会議がトルコを正式な加盟候補国に決定した一日、トルコのエジビット首相は、加盟交渉の条件を受け入れる意向を表明し、「受け入れ難い点もあるが、加盟候補国入りはトルコにとって大きな成功だ」と語った¹⁰。宗教面ではキリスト教圏のE Uにイスラム教圏が加盟候補になったのは初めてで、加盟の条件であるデンマーク基準には設定されていないが、宗教、文化の観点から今後トルコの扱いは注目される。トルコが加盟を申請した三ヵ月後の一九八七年七月にモロッコが加盟を申請したが、E U閣僚理事会は、モロッコはヨーロッパ国家ではないとして申請を受理しなかった。ローマ条約、マーストリヒト条約は、すべてのヨーロッパの国(any European state)の加盟を認めているが、今後、E Uが東方に拡大するにつれ、ヨーロッパの国とは何かを検討課題になるケースも考えられる。

VI E Uの機構改革とニース条約

加盟交渉で二カ国が新規に加盟した場合を想定すると、加盟国は二七カ国に拡大し、先ずは全会一致制はかなり困難な情勢になることが推定できる。従って、特定多数決制で決められる政策領域の範囲の拡大が望まれるが、その場合、新規加盟国の票の配分を含めて全体の持ち票の再配分が必要となる。また、二〇名の委員からなる欧州委員会の構成についても改革が必要となる。

機構改革問題では、一九九七年一二月のルクセンブルク的首脳会議で、E Uの拡大について基本的合意に達した際、フランスが意思決定機関である閣僚理事会の投票方式、行政執行機関である欧州委員会の構成の見直しを求めた。また、イギリスは、ポーランド、ハンガリーを現行のまま受け入れた場合、E Uの農業予算は破綻する恐れがあ

るとして、共通農業政策の見直しを求めた。EU加盟国の穀物、牛肉、乳製品の市場価格が一定水準より下がると、EUが共通農業政策によって買い支えして価格を維持しており、EUの農業予算はEU全体の予算の六割近くを占めている。

一九九九年一二月のヘルシンキの首脳会議で新規加盟交渉の対象国に対して、国連憲章に則って紛争の平和的解決を強調すると共に、EUの機構改革について次の様に決定した。

①機構改革に関する政府間会議は、二〇〇〇年二月早々に開催し、二〇〇〇年十二月までに作業を終え、条約の改正に合意する。

②政府間会議は、欧州委員会の規模（委員の数）と構成を検討する。また、意思決定機関の閣僚理事会の特定多数決における各国のウェイトを見直す。

③政府間会議はまた、特定多数決によって決める範囲の拡大について見直す。

このヘルシンキの決定により、アムステルダム条約のEUの機構改革に関する基本条約の改正は、二〇〇〇年二月一日、EU史上最長の五日間に及ぶフランスのニースでのマラソン交渉の結果、機構改革の柱として以下四点について合意した。第一は、EUの意思決定機関である閣僚理事会での特定多数決の加盟各国の持ち票の配分が大国に重く、小国に軽くなった。ドイツ、フランス、イギリス、イタリアはこれまでの一〇票が二九票となる。スペインが二七票で現加盟一五カ国の持ち票の総数は八七から一三七へ拡大する。また加盟を前提にした中・東欧諸国への配分ではポーランドが最大の二七票となった。トルコを除く中・東欧諸国、バルト三国、キプロス、マルタを含めて二七カ国に拡大した場合の総数は三四五票、(1)可決成立には二五八票、また(2)特定多数決の場合、EU全体の人口の六二%を満たさなければならなかった(図VI-1参照)。

図VI-I 現EU15カ国の持ち票、議員数とニース条約に基づく改定

(中・東欧、バルト三国の12カ国の加盟を前提)

	現閣僚理事会での 持ち票	欧州議会議員数	ニース条約・持ち票	ニース条約・議員数
ドイツ	10	99	29	99
イギリス	10	87	29	72
フランス	10	87	29	72
イタリア	10	87	29	72
スペイン	8	64	27	50
オランダ	5	31	13	25
ギリシャ	5	25	12	22
ベルギー	5	25	12	22
ポルトガル	5	25	12	22
スウェーデン	4	22	10	18
オーストリア	4	21	10	17
デンマーク	3	16	7	13
フィンランド	3	16	7	13
アイルランド	3	15	7	12
ルクセンブルク	2	6	4	6
2001年現在	87	626		
ポーランド			27	50
ルーマニア			14	33
チェコ			12	20
ハンガリー			12	20
ブルガリア			10	17
スロバキア			7	13
リトアニア			7	12
ラトビア			4	8
スロベニア			4	7
エストニア			4	6
キプロス			4	6
マルタ			3	5
総計			345	732

(注)(1) 欧州議会の議員定数の変更は、2004年1月1日からの予定。

(2) 欧州委員会の委員制度は、2005年1月1日から1国に1人が配分され、EU加盟国が27カ国となった場合、委員総数は27以下となり、輪番制となる。

(3) 閣僚理事会の新しい持ち票の配分 (the new vote weightings) は2005年1月1日から発効の予定。

主張に次ぐ主張、妥協に次ぐ妥協の交渉の中で、ドイツは旧東ドイツと統合し、人口が八二〇〇万人とフランス、イギリスより凡そ二〇〇〇万人上回ることを理由に持ち票の上乗せを要求した。これに対し議長国フランスは同数を主張して譲らない代わりに、特定多数決による採決の場合、賛成国の合計人口がEU全体の六二%に達しなければ成立しないことで妥協が成立した。交渉の過程で欧州委員会は、「各国の持ち票を一とした単純多数決とEU全人口の五〇%以上とする単純二重多数決制」を推したが、フランスはこれを受け入れなかったとされる。フランスにしてみれば、独仏機軸とはいえ、シューマンプランの提唱以来、ヨーロッパの統合を推進してきたという自負心がある。従って各国一票制度は理論的には平等ではあるが、フランスは今後ともヨーロッパの統合にリーダーシップを発揮していく観点からは一国一票制度もドイツの持ち票上積みも受け入れられなかったと考えられる。

とはいえ、EUが掲げる理念からして、人口比でドイツが優遇されるのは至極自然な成り行きで、今回の交渉が権限配分の闘争の場であったにせよ、結論は勝ち負けといった単純なものではなく現実直視の結果だったといえよう。ただ、結果として、特定多数決による可決にEU人口の六二%以上を満たさねばならないというシステムは、交渉中の加盟が実現した際の総人口四億八一〇〇万人の一七%を占めるドイツにバランスが傾き、意思決定に当り、他の大國に比べてより大きな権限を獲得するという結果となった。

第二は、EUが東方へ拡大した場合、全会一致制のシステムは必ずしも機能しなくなることが予想されるため、特定多数決制の適用範囲を拡大する必要がある、新たに三五の政策の分野が追加となった。今回の交渉で焦点となった政策の領域は、(1)税制、(2)社会保障、(3)移民・難民政策、(4)通商政策、(5)地域振興策。このうち、税制と社会保障はイギリスの強い反対で、不成立となったが、通商についてはサービス、投資、知的所有権の分野で、フランスが除外を求めた映画、ビデオの輸入以外は特定多数決制が承認された。また、移民・難民と地域振興策については、適用年

度を先送りする形で合意し、実施が決まった。

第三は、欧州委員会の構成の問題。現在の五大国（スペインを含めて）は二名その他は一名となっているが、二〇〇五年から各加盟国へは等しく一名が配分され、加盟国が二七カ国となった段階で上限の枠を見直し、輪番制を導入することになった。上限の枠は二七名以下となるが大国は機能が麻痺しないよう現行の二〇名以下を希望しているともいわれる⁽¹¹⁾。

第四は、一部の加盟国で共通政策を先取りする「先行統合」に道を開いた。アムステルダム条約によって「柔軟性の原則」が導入され、政策領域によっては過半数以上の国が参加すれば統合を進めていくという「緊密化協力（enhanced cooperation）」が認められている。今回のアムステルダム条約改正の二ス条約では、過半数以上が八カ国以上となったが、単一市場、アキ・コミュニテール全体を損なうことがないよう欧州委員会による有効性の認定という歯止めをかけた⁽¹²⁾。

「先行統合」に道を開く「緊密化協力（enhanced cooperation）」については、二〇〇〇年六月にポルトガルのサンタ・マリア・ダ・フエイラの首脳会議で、加盟国の状況に応じて異なる度合いの統合の進展を許容する「より緊密な協力」先行統合」を更に広範な分野に適用していくことで合意し、緊密な協力を、①全会一致制から特定多数決制への政策決定方式の移行、②特定多数決制度下の各国の票の配分の見直し、③欧州委員会の定数と国別割当数の見直しの三つの議題に加えて、政府間会議の議題に追加することになっていた。

今回の二ス首脳会議は、権限の配分をめぐる交渉だっただけに統合の理念と国益が激突する場となり、妥協の産物となった。それだけに国次第で評価は異なるが、市民という立場から見ると特定多数決制をめぐる新しい決定のシステムは決して分かり易いとはいえない。二ス条約の批准は二〇〇二年にもという見方も出ているが、国民投票に

かけた場合どのような評価になるか(二〇〇一年六月七日、アイルランドの国民投票でニース条約の批准が拒否されたが、同月開かれたスウェーデンのイエーテボリの首脳会議で、EU加盟国は同条約を修正しないことを決めた)。EU欧州議会は二〇〇一年五月末、「ニース条約」が定めた改革には「中途半端で不適切な部分がある」とし、EU政策への欧州議会の発言権の拡大などを求める報告書採択している⁽¹³⁾。

また、欧州委員会の委員は二〇〇五年から各国一名とするなどの点からして、中・東欧諸国は順次加盟ではなく多数国が二〇〇四年前後に加盟という想定もできる。イエーテボリの首脳会議で、二〇〇二年に加盟交渉を終えた国を二〇〇四年までに加盟を認めることを決めた。

おわりに

今回決まった先行統合は、最低八カ国の賛成が必要となったが、対象は外交・安全保障政策や司法・内務分野の協力なども含まれる。一部では二つのスピードの統合となるという懸念があるが、今後は、これまで築き上げてきた一枚岩的な統合ではなく複合段階の統合へと進むことも予想される。このことはすでに九九年に誕生したユーロがそれを象徴しているが、この先行統合は二〇〇四年に始まるEU、国、州(地方)の在り方を問う新たな交渉と密接に絡み、ヨーロッパ建設の将来像に深く関わる課題が浮上してくるであろう。

EUが二十一世紀初めに、現在の一五カ国から旧共産圏の中・東欧が加盟して二七カ国に拡大するのの前に、ドイツのシュレーダー首相が二〇〇一年四月三〇日付けのシュピーゲル誌で、欧州連邦化構想を打ち出した。この構想は、アメリカ合衆国やドイツ連邦共和国をモデルにしたもので、現在のEUの閣僚理事会を第二の立法府とし、加盟国市民が直接選ぶ欧州議会を下院とする二院制とし、現在の欧州委員会を両院がコントロールする中央政府にしよう

というもの。閣僚理事会の第二の立法府への改組は、州の代表で構成するドイツの上院をモデルにしている。

欧州連邦化構想は、すでにフィッシャー外相が二〇〇〇年五月に個人的見解として提唱しているが、これに対して、ドイツと提携してヨーロッパの統合を主導してきたフランスのシラク大統領は、翌六月にドイツ連邦議会で超国家機構の考えを否定する一方で、ヨーロッパ憲法の制定を提唱していた。EUが旧共産圏を含めた拡大圏になった場合にとのようなヨーロッパを建設するのかという将来構想が問われてきており、現実的なビジョンをめぐる論議が具体的に始まったといえる。

二〇〇一年五月二八日、フランスのジョスパン首相は、これまでの長い沈黙を破ってヨーロッパの将来構想に触れ、ドイツの欧州連邦化構想に反対する意向を表明した。ジョスパン首相は、「連邦制で、加盟国が単にドイツとかアメリカの州といった地位に成り下がり、行政府が欧州議会からだけその正当性を引き出すというのであれば受け入れられない」とし、主権を持つ国民国家から成る連合にすべきであると述べた⁽¹⁴⁾。

このジョスパン首相の考え方は、二〇〇二年のフランスの大統領選挙を視野に入れた国内向けという見方もあるが、すでにフランス国家計画庁は、一九九九年にジョスパン政権に対して、EUが三〇カ国近くに拡大する事態を前提に、EUの今後の在り方としては、国民国家から成る真の連合という形で、超国家性と政府間協力の連携が必要であり、そのために閣僚理事会と欧州委員会の相乗効果を求めていく必要があると報告しており⁽¹⁵⁾、閣僚理事会にウエイトを置いている。中・東欧諸国の加盟については依然として様々な困難が予想されるが、この統合はもはや中・東欧諸国が加盟するかどうかではなく、「いつ、どのように」加盟するかの段階であるとすれば、どのような形のヨーロッパを建設するのかその将来像に関わるだけに、論議は必然的に世界史的な重要性を帯びてくることになろう。

注

本稿は、清水嘉治・石井伸一「新EU論」(新評論、二〇〇一年)の第三部第三章EU拡大圏の課題を一部訂正、加筆、補足したものである。

- (1) Loukas Tsoukalis, *The New European Economy Revisited*, Oxford University Press, 1997, p. 249.
- (2) *ibid.*, p. 249.
- (3) europe, 1999/5/6/7 駐日欧州委員会代表部。
- (4) europe, 1999/8/9/10 駐日欧州委員会代表部。
- (5) Edited by Derek Hall and Darrick Danta, *EUROPE GOES EAST*, The Stationary Office, 2000, p. 109.
- (6) 二〇〇一年三月十九日、本校の出雲助教教授とともに、ベルリンのドイツ財務省にヨーロッパ政策局のゲルト・ゾーペ(Dr. Gerd Saube) 副総局長、拡大問題責任者のフランツ・ノイエダー博士(Dr. Franz Neuder)と会い、中・東欧諸国のEU加盟問題を中心に話を伺い、また質疑応答をした。ドイツは、歴史的にも地理的にも中・東欧とは関係が深いだけにEUの東方拡大の問題はドイツにとって重大な関心事で、EUとドイツの考え方を十二分に説明して下さった。この中で、加盟に必要な基準の一つである法の支配に関わる法体系をめぐる交渉が二〇〇二年に終了する見通しであるとし、その段階で第一次の加盟国など加盟の状況が明らかになることを示唆した。
- (7) Derek Hall and Darrick Danta, *op.cit.*, p. 262.
- (8) Timothy Bainbridge, Anthony Teasdale, *EUROPEAN UNION*, Penguin Books, 1997, p. 135.
- (9) 日本経済新聞、平成二十二年二月九日。
- (10) 朝日新聞、平成二十二年二月二十二日。
- (11) *Le Monde*, mardi 12 décembre 2000.
- (12) *ibid.*
- (13) 読売新聞、平成二十三年六月一日夕刊。
- (14) *Financial Times*, May 29 2001, *International Herald Tribune*, May 25, 2001.
- (15) *L'Union européenne en quête d'institutions, légitimes et efficaces*, Commissariat Général du Plan, 1999.
- (16) Edited by Peter J. Anderson et al., *NEW EUROPE IN TRANSITION*, Continuum, 2000, p. 247.

参考文献

- Feira European Council (19 and 20 June 2000) : Presidency conclusions, EUROPA, <http://europa.eu.int>.
 Helsinki European Council (10 and 11 December 1999) : Presidency conclusions.
 Luxembourg European Council (12-13 December 1997) : Presidency conclusions.
 Europe's Agenda 2000 Strengthening and widening the European Union, European Commission.
 European Bank for Reconstruction and Development, Transition report 2000, London.
 European Bank for Reconstruction and Development, Transition report 1999, London.
 Timothy Bainbridge with a Anthony Teasdale, EUROPEAN UNION, Penguin Books, 1997.
 Desmond Dinan, ENCYCLOPEDIA of the EUROPEAN UNION, Lynne Rienner Publishers, 2000.
 Loukas Tsoukalis, The European Economy Revisited, Oxford University Press, 1997.
 Francois Descheemaekere, L'UNION EUROPÉENNE les grands défis, Les Edition D'Organisation, 1995.
 John W. Young, BRITAIN AND EUROPEAN Unity 1945-1999, MACMILLAN PRESS, 2000.
 Edited by Derek Hall and Darrick Danta, EUROPE GOES EAST, The Stationary Office, 2000.
 European Union enlargement, European Commission.
 羽場久混子『拡大するヨーロッパ』、岩波書店、一九九八年。
 町田顯『拡大EU 東方へ広がるヨーロッパ連合』、東洋経済新報社、一九九九年。
 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎『EU入門』、有斐閣、二〇〇〇年。
 田中俊郎『EUの政治』、岩波書店、二〇〇〇年。
 沼野充義監修『中欧』、新潮社、一九九九年。